

戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業
に伴う公益施設整備事業
入札説明書等変更対照表(第4回)

平成21年9月25日

横浜市

戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業に伴う公益施設整備事業整備事業/入札説明書等変更対照表(第4回)

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前			変更後										
											対象機能	...	施設規模等	対象機能	...	施設規模等								
入札説明書		4	2	2	(2)					施設概要	<table border="1"> <tr> <td>対象機能</td> <td>...</td> <td>施設規模等</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td></td> <td>約 6,000 m² 駐車場は 125 台程度</td> </tr> </table>	対象機能	...	施設規模等	駐車場		約 6,000 m ² 駐車場は 125 台程度	<table border="1"> <tr> <td>対象機能</td> <td>...</td> <td>施設規模等</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td></td> <td>6,000 m²以下 駐車場は 125 台程度</td> </tr> </table>	対象機能	...	施設規模等	駐車場		6,000 m ² 以下 駐車場は 125 台程度
対象機能	...	施設規模等																						
駐車場		約 6,000 m ² 駐車場は 125 台程度																						
対象機能	...	施設規模等																						
駐車場		6,000 m ² 以下 駐車場は 125 台程度																						
入札説明書		28	7	1	(1)	イ	(イ)	b	按分対象経費の按分方法	<p>(a) 按分対象経費は、対象施設ごとに個別にかかる費用については、個別に算出し、それ以外については、ア(イ)a(b)で算出した対象施設ごとの面積により按分する。</p> <p>(b) 上記で算出された、駐車場、食堂、多目的スペース、店舗分の費用については、サービス対価に算入しない。</p>	<p>(a) 按分対象経費は、対象施設ごとに個別に算出できない費用について、サービス対価C、D、E、Fの対象施設、駐車場(一般者用駐車スペース部分)及び店舗の面積により按分する。ただし、按分対象経費(i)、(j)、(k)、(l)については、サービス対価C、D、E、Fの対象施設の面積で按分してください。なお、按分対象経費の算出の際には、駐車場の車路(スロープ含む)は区役所の面積、食堂及び多目的スペースは市民利用ゾーンの面積にそれぞれ含めて算出すること。</p> <p>(b) 上記で算出された、駐車場(一般者用駐車スペース部分)及び店舗が負担する費用については、サービス対価に算入しない。</p>													
要求水準書		16	2	2	(1)	ア				本施設	<table border="1"> <tr> <td>対象機能</td> <td>...</td> <td>施設規模等</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td></td> <td>約 6,000 m² 駐車場は 125 台程度</td> </tr> </table>	対象機能	...	施設規模等	駐車場		約 6,000 m ² 駐車場は 125 台程度	<table border="1"> <tr> <td>対象機能</td> <td>...</td> <td>施設規模等</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td></td> <td>6,000 m²以下 駐車場は 125 台程度</td> </tr> </table>	対象機能	...	施設規模等	駐車場		6,000 m ² 以下 駐車場は 125 台程度
対象機能	...	施設規模等																						
駐車場		約 6,000 m ² 駐車場は 125 台程度																						
対象機能	...	施設規模等																						
駐車場		6,000 m ² 以下 駐車場は 125 台程度																						

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後
要求水準書		20	3	1	(3)	ア	(ア)			(ア) 1 階部分(周辺道路接続レベル)	・ <u>駐車場へは2トントラック(長さ 4.7m、幅 1.7m、高さ 2.0m)が入ることを考慮した動線計画を行うこと。</u>	・ <u>区役所の荷物の搬出入は2トントラック(長さ 4.7m、幅 1.7m、高さ 2.0m)にて行われる。エレベータなどへ荷物を搬出入する場合(地下駐車場を経由しておこなわれる場合を含む)に不都合のない動線計画とすること。</u>
要求水準書	2-5									閲覧可能図書	(追加)	(9) <u>戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業に伴う風洞実験業務委託報告書(平成 20 年7月)</u>

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前				変更後					
											課名	名称	…	動線・配置計画に関する留意事項	課名	名称	…	動線・配置計画に関する留意事項		
要求水準書	2-6																			
												総務課	選挙管理委員会倉庫	…	・トラック(2トン車)からの荷物の搬出入がしやすい位置(大型エレベータの近くなど)	総務課	選挙管理委員会倉庫	…	・荷物の搬出入が行いやすい位置(大型エレベータの近くなど)に設置すること。荷物は2tトラックにて運搬される。	
											健診部門	健康相談室	…	・母子相談室と隣接 ・健診部門待合ロビーに隣接 ・予防接種室に近接 ・検査室に近接 ・レントゲン室に近接	健診部門	健康相談室	…	・母子相談室と近接 ・健診部門待合ロビーに隣接 ・予防接種室に近接 ・検査室に近接 ・レントゲン室に近接		
												母子相談室	…	・健康相談室、栄養室と隣接 ・予防接種室に近接 ・検査室に近接 ・レントゲン室に近接 ・乳幼児健診の動線に沿った配置		母子相談室	…	・健康相談室と近接 ・栄養室、予防接種室に近接 ・検査室に近接 ・レントゲン室に近接 ・乳幼児健診の動線に沿った配置		

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前				変更後			
											課名	名称	…	動線・配置計画に関する留意事項	課名	名称	…	動線・配置計画に関する留意事項
											南部農政事務所	体験農園コーナー	…	・屋上(庁舎の緑化義務 <u>20%</u> の内数で対応)	南部農政事務所	体験農園コーナー	…	・屋上(庁舎の緑化義務 <u>10%</u> の内数で対応)
											区役所共用	応接コーナー	…	・区役所の執務室がある階ごと(計5フロア程度)に、2箇所ずつ設置する。 ・1箇所あたり8人程度の打合せができるようにする。 ・2箇所の間にはパーテーションを置き、状況に応じて机をつなげて使用できるようにする。	区役所共用	応接コーナー	…	・できるだけ区役所の執務室がある階ごと(計5フロア程度)に、2箇所ずつ設置する。 ・1箇所あたり8人程度の打合せができるようにする。 ・2箇所の間にはパーテーションを置き、状況に応じて机をつなげて使用できるようにする。

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後																
											課名	名称	…	その他特記事項 カウンターの長さ、人数は目安を示す。	課名	名称	…	その他特記事項 カウンターの長さ、人数は目安を示す。										
											<table border="1"> <tr> <td>検診部門</td> <td>予防接種室</td> <td>…</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・スペース(待合、接種場所、接種後の子どもの様子を観察するスペース)には十分な余裕を確保すること(400組) ・接種は医師6人で実施できるスペースを確保すること ・出入口は2か所必要(接種に来た人と帰る人の動線が交差しないように) ・他の健診部門の室(栄養相談室、健康相談室、母子相談室、歯科相談室等)と壁を取り払った大空間にできるようにする。 ・ボイスコールを使用するため、出入口近くにコンセント必要。 ・耐薬品床 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>栄養相談室</td> <td>…</td> <td> 調理台周辺に人が集まる余裕が必要(最低30人程度) 調理スペースと教室スペースを分けて配置し、間仕切りで区切れるようにする <u>他の相談室等、検診部門の部屋全体と壁を取り払った大空間にできるようにする。その場合、可動式間仕切りの収納スペースに考慮する。</u> </td> </tr> </table>	検診部門	予防接種室	…	<ul style="list-style-type: none"> ・スペース(待合、接種場所、接種後の子どもの様子を観察するスペース)には十分な余裕を確保すること(400組) ・接種は医師6人で実施できるスペースを確保すること ・出入口は2か所必要(接種に来た人と帰る人の動線が交差しないように) ・他の健診部門の室(栄養相談室、健康相談室、母子相談室、歯科相談室等)と壁を取り払った大空間にできるようにする。 ・ボイスコールを使用するため、出入口近くにコンセント必要。 ・耐薬品床 		栄養相談室	…	調理台周辺に人が集まる余裕が必要(最低30人程度) 調理スペースと教室スペースを分けて配置し、間仕切りで区切れるようにする <u>他の相談室等、検診部門の部屋全体と壁を取り払った大空間にできるようにする。その場合、可動式間仕切りの収納スペースに考慮する。</u>	<table border="1"> <tr> <td>検診部門</td> <td>予防接種室</td> <td>…</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・スペース(待合、接種場所、接種後の子どもの様子を観察するスペース)には十分な余裕を確保すること(400組) ・接種は医師6人で実施できるスペースを確保すること ・出入口は2か所必要(接種に来た人と帰る人の動線が交差しないように) ・健康相談室と壁を取り払った大空間にできるようにする。 ・ボイスコールを使用するため、出入口近くにコンセント必要。 ・耐薬品床 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>栄養相談室</td> <td>…</td> <td> 調理台周辺に人が集まる余裕が必要(最低30人程度) 調理スペースと教室スペースを分けて配置し、間仕切りで区切れるようにする </td> </tr> </table>	検診部門	予防接種室	…	<ul style="list-style-type: none"> ・スペース(待合、接種場所、接種後の子どもの様子を観察するスペース)には十分な余裕を確保すること(400組) ・接種は医師6人で実施できるスペースを確保すること ・出入口は2か所必要(接種に来た人と帰る人の動線が交差しないように) ・健康相談室と壁を取り払った大空間にできるようにする。 ・ボイスコールを使用するため、出入口近くにコンセント必要。 ・耐薬品床 		栄養相談室	…	調理台周辺に人が集まる余裕が必要(最低30人程度) 調理スペースと教室スペースを分けて配置し、間仕切りで区切れるようにする
検診部門	予防接種室	…	<ul style="list-style-type: none"> ・スペース(待合、接種場所、接種後の子どもの様子を観察するスペース)には十分な余裕を確保すること(400組) ・接種は医師6人で実施できるスペースを確保すること ・出入口は2か所必要(接種に来た人と帰る人の動線が交差しないように) ・他の健診部門の室(栄養相談室、健康相談室、母子相談室、歯科相談室等)と壁を取り払った大空間にできるようにする。 ・ボイスコールを使用するため、出入口近くにコンセント必要。 ・耐薬品床 																									
	栄養相談室	…	調理台周辺に人が集まる余裕が必要(最低30人程度) 調理スペースと教室スペースを分けて配置し、間仕切りで区切れるようにする <u>他の相談室等、検診部門の部屋全体と壁を取り払った大空間にできるようにする。その場合、可動式間仕切りの収納スペースに考慮する。</u>																									
検診部門	予防接種室	…	<ul style="list-style-type: none"> ・スペース(待合、接種場所、接種後の子どもの様子を観察するスペース)には十分な余裕を確保すること(400組) ・接種は医師6人で実施できるスペースを確保すること ・出入口は2か所必要(接種に来た人と帰る人の動線が交差しないように) ・健康相談室と壁を取り払った大空間にできるようにする。 ・ボイスコールを使用するため、出入口近くにコンセント必要。 ・耐薬品床 																									
	栄養相談室	…	調理台周辺に人が集まる余裕が必要(最低30人程度) 調理スペースと教室スペースを分けて配置し、間仕切りで区切れるようにする																									

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前		変更後																																		
要求水準書	7-2										<table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>光熱水費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区役所</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>区民文化センター</td> <td>選定事業者</td> </tr> <tr> <td>第2交通広場</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>選定事業者</td> </tr> <tr> <td>第2自転車駐車場</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>食堂</td> <td>選定事業者</td> </tr> <tr> <td>多目的スペース</td> <td>選定事業者</td> </tr> <tr> <td>店舗</td> <td>選定事業者</td> </tr> <tr> <td>付帯事業</td> <td>選定事業者</td> </tr> </tbody> </table>	機能	光熱水費	区役所	市	区民文化センター	選定事業者	第2交通広場	市	駐車場	選定事業者	第2自転車駐車場	市	食堂	選定事業者	多目的スペース	選定事業者	店舗	選定事業者	付帯事業	選定事業者																
											機能	光熱水費																																			
区役所	市																																														
区民文化センター	選定事業者																																														
第2交通広場	市																																														
駐車場	選定事業者																																														
第2自転車駐車場	市																																														
食堂	選定事業者																																														
多目的スペース	選定事業者																																														
店舗	選定事業者																																														
付帯事業	選定事業者																																														
											<p>...</p> <p>光熱水費のうち、電気については、市が電力供給会社と一括契約し、市が検針結果に基づき、選定事業者から徴収する。ガス、水道については、個別に契約するものとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th colspan="2">光熱水費</th> </tr> <tr> <th>(専有部分負担)</th> <th>(全体共用部分負担)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区役所</td> <td>市</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>区民文化センター</td> <td>選定事業者</td> <td>選定事業者</td> </tr> <tr> <td>第2交通広場</td> <td>市</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>駐車場(一般者用・車路(スロープ含む))</td> <td>選定事業者</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>駐車場(公用車用)</td> <td>市</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>第2自転車駐車場</td> <td>市</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>食堂</td> <td>選定事業者</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>多目的スペース</td> <td>選定事業者</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>店舗</td> <td>選定事業者</td> <td>選定事業者</td> </tr> <tr> <td>付帯事業</td> <td>選定事業者</td> <td>市</td> </tr> </tbody> </table> <p>...</p> <p>光熱水費については、市が供給会社と一括契約又は個別契約し、市が検針結果に基づき選定事業者から徴収する。なお、各機能の光熱水費の全体共用部分負担については、各機能の専有面積により按分して算出するものとする。</p>	機能	光熱水費		(専有部分負担)	(全体共用部分負担)	区役所	市	市	区民文化センター	選定事業者	選定事業者	第2交通広場	市	市	駐車場(一般者用・車路(スロープ含む))	選定事業者	市	駐車場(公用車用)	市	市	第2自転車駐車場	市	市	食堂	選定事業者	市	多目的スペース	選定事業者	市	店舗	選定事業者	選定事業者	付帯事業	選定事業者	市
機能	光熱水費																																														
	(専有部分負担)	(全体共用部分負担)																																													
区役所	市	市																																													
区民文化センター	選定事業者	選定事業者																																													
第2交通広場	市	市																																													
駐車場(一般者用・車路(スロープ含む))	選定事業者	市																																													
駐車場(公用車用)	市	市																																													
第2自転車駐車場	市	市																																													
食堂	選定事業者	市																																													
多目的スペース	選定事業者	市																																													
店舗	選定事業者	選定事業者																																													
付帯事業	選定事業者	市																																													

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後								
要求水準書	9-7										(追加)	(別紙 9-7 戸塚区役所所有公用車一覧)								
様式集	2-15										<table border="1"> <tr> <td></td> <td>(入札公告日以降に交付されたこと)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(契約書の写し等)</td> </tr> </table>		(入札公告日以降に交付されたこと)		(契約書の写し等)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>(最新のものである旨の証明を添付すること)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(設計・建設・工事監理にあたる者：一級建築士等)</td> </tr> </table>		(最新のものである旨の証明を添付すること)		(設計・建設・工事監理にあたる者：一級建築士等)
	(入札公告日以降に交付されたこと)																			
	(契約書の写し等)																			
	(最新のものである旨の証明を添付すること)																			
	(設計・建設・工事監理にあたる者：一級建築士等)																			
様式集	5-5										<p><3>「全体共用」として算出した費用及び「5 その他費用」については、様式7-3に示す各機能の施設面積により按分し、その比率により各機能に配分してください。</p>	<p><3>a「全体共用」として算出した費用は、各機能への按分経費として、様式7-3に記載している各機能の施設面積をもとに、以下のよう計算してください。</p> <p>区役所の按分経費 = 「全体共用」×(区役所の面積 + 公用車用駐車場の面積 + 車路(スロープ含む)の面積) / (施設全体面積 - 全体共用部分の面積)</p> <p>市民利用ゾーンの按分経費 = 「全体共用」×(市民利用ゾーンの面積 + 食堂の面積 + 多目的スペースの面積) / (施設全体面積 - 全体共用部分の面積)</p> <p>区民文化センターの按分経費 = 「全体共用」×</p>								

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後												
												<p>(区民文化センターの面積) / (施設全体面積-全体共用部分の面積)</p> <p>第2 交通広場の按分経費 = 「全体共用」 × (第2交通広場の面積) / (施設全体面積-全体共用部分の面積)</p> <p>第2 自転車駐車場の按分経費 = 「全体共用」 × (第2 自転車駐車場の面積) / (施設全体面積-全体共用部分の面積)</p> <p>駐車場の按分経費 = 「全体共用」 × (一般者用駐車場の面積) / (施設全体面積-全体共用部分の面積)</p> <p>店舗の按分経費 = 「全体共用」 × (店舗の面積) / (施設全体面積-全体共用部分の面積)</p> <p>b「5 その他費用」については、サービス対価が支払われる機能(~)の施設面積(様式 7-3)により按分し、それぞれの機能(~)に配分してください。</p>												
様式集	6-18										1 A3版横で具体的に記入してください。	1 A3版横 1枚で具体的に記入してください。												
様式集	7-3										<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">部門</th> <th>室名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉保健</td> <td>生活衛生課</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部門		室名	福祉保健	生活衛生課		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">部門</th> <th>室名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉保健</td> <td>生活衛生課</td> <td>犬舎用駐車スペース</td> </tr> </tbody> </table>	部門		室名	福祉保健	生活衛生課	犬舎用駐車スペース
部門		室名																						
福祉保健	生活衛生課																							
部門		室名																						
福祉保健	生活衛生課	犬舎用駐車スペース																						

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前			変更後				
											センター			センター		ス		
様式集	7-3										4. 駐車場			4. 駐車場				
											室名	…	特徴・仕様・数値等	室名	…	特徴・仕様・数値等		
											車路	…	一般者用駐車場面積 と車路面積の和 [] m ²	車路(スロープ 含む)	…			
様式集	7-3										7. 全体共用部分			7. 全体共用部分				
											室名	…	特徴・仕様・数値等	室名	…	特徴・仕様・数値等		
											1階 搬出入サービスヤード	…		1階 搬出入サービスヤード	…	<u>駐車スペースを含む</u>		
											…	…		…	…			
											ごみ置場			ごみ置場		<u>駐車スペースを含む</u>		
落札者決定基準	1			2	(13)						中項目 … 提案様式			中項目 … 提案様式				
												…	対象様式	制限枚数等		…	対象様式	制限枚数等
											(13)建設マネジメント	…	様式 6-17	A4 2枚	(13)建設マネジメント	…	様式 6-17	A4 2枚
													様式 6-18				様式 6-18	A3 1枚

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後
事業契約書 (案)		21	52								乙は、維持管理業務及び運営業務に関し、業務を総合的に管理・総括する総括責任者を定め、 <u>[この契約締結後速やかに、]</u> 甲にその氏名、所属等を報告しなければならない。総括責任者を変更したときも、速やかに、同様の事項を甲に報告しなければならない。	乙は、維持管理業務及び運営業務に関し、業務を総合的に管理・総括する総括責任者を定め、 <u>維持管理業務及び運営業務の開始予定日の60日前までに、</u> 甲にその氏名、所属等を報告しなければならない。総括責任者を変更したときも、速やかに、同様の事項を甲に報告しなければならない。
事業契約書 (案)		28	74							(追加)		<u>(駐車場管理運営業務)</u> 第74条の2 乙は、要求水準書、業務仕様書、業務計画書及び提案書に従い、駐車場管理運営業務を実施する。 2 駐車場の利用者から収受した利用の代金は乙の収入とし、乙は、その一部を第72条第1項但書に従い甲に納付する。 3 駐車場運営業務は独立採算とし、甲が支払うサービス対価を駐車場運営業務の費用に充ててはならない。

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後
事業契約書 (案)		32	89 条	2							<p>本施設の引渡し前に第86条第2項又は第87条第4項の規定によりこの契約が解除され又は解除されたものとみなされた場合において、<u>甲が本施設の出来高部分を利用しようとするときは、乙は乙の責任及び費用において当該出来高部分の検査を受けるものとし、甲は合格部分を乙より買い受け、その引渡しを受けることができる。甲が対象部分の出来高部分を利用しないときは、乙はその費用において速やかに本敷地を原状に回復して甲に明け渡さなければならない。</u></p>	<p>本施設の引渡し前に第86条第2項又は第87条第4項の規定によりこの契約が解除され又は解除されたものとみなされた場合において、<u>甲が本敷地の原状回復が社会通念上合理的であると判断した場合を除き、乙は乙の責任及び費用において当該出来高部分の検査を受けるものとし、甲は合格部分を乙より買い受け、その引渡しを受けるものとする。甲が対象部分の出来高部分を<u>買い受け</u>ないときは、乙はその費用において速やかに本敷地を原状に回復して甲に明け渡さなければならない。</u></p>
事業契約書 (案)		38	104 条								<p>甲及び乙は、この契約の履行に関して相手方より秘密情報として提供を受けた事項の内容を自己の役員、従業員、代理人及びコンサルタント、乙からこの契約に基づく業務の実施の委託を受け又はこれを請け負った者、及び出資者(以下この条において「役員等」という。)以外の第三者に漏らし、及びこの契約の履行以外の目的に使用してはならず、並びに役員等に守秘義務を遵守させるものとする。</p>	<p>甲及び乙は、この契約の履行に関して相手方より秘密情報として提供を受けた事項の内容を自己の役員、従業員、代理人及びコンサルタント、乙からこの契約に基づく業務の実施の委託を受け又はこれを請け負った者、<u>この契約の履行に関して乙に融資を提供する金融機関及び出資者</u>(以下この条において「役員等」という。)以外の第三者に漏らし、及びこの契約の履行以外の目的に使用してはならず、</p>

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後
												並びに役員等に守秘義務を遵守させるものとする。
事業契約書(案)	5	52		1	(1)	イ	(イ)	b		按分対象経費の按分方法	<p>(a) 按分対象経費は、対象施設ごとに個別にかかる費用については、個別に算出し、それ以外については、ア(イ)a(b)で算出した対象施設ごとの面積により按分する。</p> <p>(b) 上記で算出された、駐車場、食堂、多目的スペース、店舗分の費用については、サービス対価に算入しない。</p>	<p>(a) 按分対象経費は、対象施設ごとに個別に算出できない費用について、サービス対価C、D、E、Fの対象施設、駐車場(一般者用駐車スペース部分)及び店舗の面積により按分する。ただし、按分対象経費(i)、(j)、(k)、(l)については、サービス対価C、D、E、Fの対象施設の面積で按分してください。なお、按分対象経費の算出の際には、駐車場の車路(スロープ含む)は区役所の面積、食堂及び多目的スペースは市民利用ゾーンの面積にそれぞれ含めて算出すること。</p> <p>(b) 上記で算出された、駐車場(一般者用駐車スペース部分)及び店舗が負担する費用については、サービス対価に算入しない。</p>
事業契約書(案)	7	66		2							<p>2 減額対象及び是正措置</p> <p>(1) 減額対象及び是正レベルの認定</p>	<p>2 是正レベルの認定と是正措置</p> <p>(1) 是正レベルの認定</p>

書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後
事業契約書 (案)	7	68		3	(1)					減額ポイントの計上	甲は乙に対して是正指導又は是正勧告を行った後、是正期間を経過しても当該是正の対象となった状況が是正されない場合、減額ポイントを計上、加算する。	甲は乙に対して是正指導又は是正勧告を行った後、是正期間を経過しても当該是正の対象となった状況が是正されない場合、減額ポイントを計上、加算する。 <u>ただし、駐車場管理運営業務、食堂運営業務、多目的スペース管理運営業務、店舗運営業務及び市が認める付帯事業は減額ポイントの対象外とする。</u>
事業契約書 (案)	7	70		3	(4)					契約解除	維持管理業務及び運営業務を行う者の変更後も事業契約書等に規定する水準及び仕様を満たしていない状況となり、維持管理・運営業務の対価の支払いの減額措置が行われる場合、又は維持管理業務及び運営業務を行う者の変更に応じない場合は、甲は6か月以内に契約を解除することができる。	維持管理業務及び運営業務を行う者の変更後も事業契約書等に規定する水準及び仕様を満たしていない状況となり、維持管理・運営業務の対価の支払いの減額措置が行われる場合、又は維持管理業務及び運営業務を行う者の変更に応じない場合は、甲は6か月以内に契約を解除することができる。 <u>ただし、食堂運営業務、多目的スペース管理運営業務、店舗運営業務及び市が認める付帯事業については、甲は、運営業務を行う者の変更に関し、乙と協議のうえ相当の猶予期間を設けることができる。</u>